小田急線鉄道高架事業

3／30㊐上り線を高架橋に切り替え 海老名3号踏切と海老名5号踏切がなくなります

現在、仮線で運行している小田急線海老名駅～厚木駅間について、上り線が3月30日㊐の始発電車から高架橋での運行に切り替わります（荒天の場合は3月31日㊊）。

これにより、上下線とも高架橋での運行になるため、海老名3号踏切（海老名総合病院北側）と海老名5号踏切（同病院西側）の遮断がなくなります。

今後も工事は、安全対策には十分に配慮しながら進めますので、ご理解とご協力をお願いします。

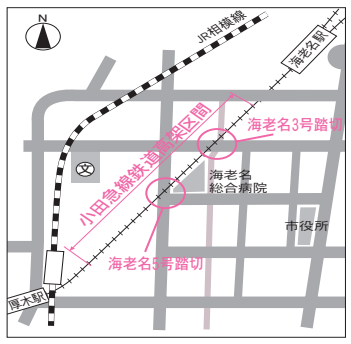

問 県厚木土木事務所道路都市課（☎223・1711）、小田急電鉄㈱工事監理センター（☎0463・85・6911）、市道路整備課橋りょう鉄道担当（☎235・9615）。

「市民窓口封筒」への掲載広告を募集

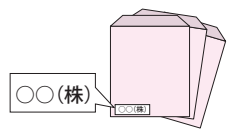

市では、住民票などの申請手続きの際、市民の方にお渡ししている市民窓口封筒に掲載する有料広告を募集します。

▽広告媒体　住民票などを入れる市民窓口封筒　▽対象　市内外に事業所を有する企業や事業者など　▽規格　1枠縦5㌢×横11㌢　▽掲載個所　封筒表面＝1枠、封筒裏面＝3枠　▽掲載料　表面＝6万円／1枠、裏面＝5万円／1枠　▽封筒配布場所　市民課窓口、自動交付機、東柏ケ谷連絡所、かしわ台連絡所　▽配布部数　6万部　▽掲載決定　海老名市有料広告事業基本要綱、海老名市有料広告掲載基準および海老名市市民窓口封筒有料広告掲載取扱要領に基づき、広告内容や表現方法などを総合的に判断して決定。結果は応募者全員に通知します（4月上旬予定）　▽その他　広告デザインの作成および広告制作費は申込者が負担。

申 **問** 3月28日㊎必着で、申込用紙（市ホームページからダウンロード可）に広告見本・必要書類を添えて、直接市民課（☎235・4869）へ。

あなたの声をお聞かせください

平成20年度 市政コメンテーター募集

「市政コメンテーター」は、行政運営のパートナーとして、市民の方から市の施策や計画に関して意見・提言をいただく制度です。郵便またはメールを活用して自宅で活動していただけます。多くの方の応募をお待ちしています。

▽応募資格　市内在住で、今年4月1日現在満18歳以上の方　▽募集人数　100人程度　▽活動内容　①市政に関するアンケートへの回答　②政策提案などに対する意見（パブリックコメント）の提出　③市政に関わる身近な課題等の情報提供など。19年度は、アンケート（テーマ＝「市民意識調査の結果について」）などを実施。

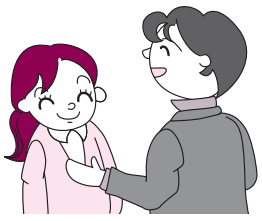

申 4月4日㊎必着で、はがき・メールまたは所定の応募用紙に住所・氏名・電話番号・生年月日・職業・応募動機・通信方法（郵便・メールのいずれか。携帯電話のメールは不可）を記入の上、広聴相談課へ。

応募用紙は、コミセンなどの市内公共施設、同課窓口にあります（市ホームページからダウンロードも可）。

問 同課（☎235・4567）。

ごみ・資源処理は適正に

ごみ出しは計画立ててお早目に

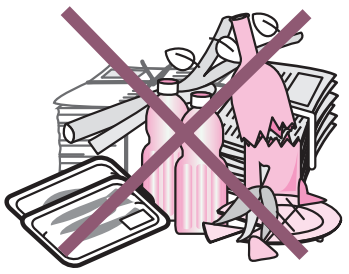

毎年3月は、引越しの多い時期です。引越しの際は、予想以上に多くの廃棄物が発生することがありますので、ごみ出しは、計画的に行ってください。

この時期になると、資源・ごみを、収集日に関係なく一度に大量に放置するケースが見受けられます。このような行為はルール違反であるばかりでなく、地域の住民の方に多大な迷惑となりますので、絶対にやめてください。

問 資源対策課（☎235・4922）

▶▶▶▶▶▶特定家庭用機器

洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫の家電製品を廃棄する場合には、特定家庭用機器再商品化法（通称「家電リサイクル法」＝平成13年4月1日施行）に基づき、リサイクル費用を負担して廃棄しなければなりません。市では、これらの家電の廃棄は取り扱っていませんので、次の①～③の方法により廃棄してください。

①直接、指定法人に持ち込む（製造会社によって指定法人が異なります）

②特定家庭用機器廃棄物収集運搬業者に依頼

③家電小売業者に依頼

※料金の負担は、①はリサイクル料金のみ、②③はリサイクル料金と運搬費用となります。

※指定法人の所在地や、廃棄の手順等はお問い合わせください（市ホームページにも掲載）。

※運搬費用は、品物や運搬距離などによって、店舗・業者ごとに異なりますので、直接確認を。

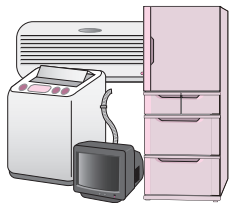

◀◀◀◀◀◀適正処理困難物

市では、家庭から排出される廃棄物で、有害性や危険性があるものや、適正な処理が困難なものを適正処理困難物として指定（**左表**）し、これらの収集は行っていません。

適正処理困難物に指定されている品目を廃棄する場合は、購入店やメーカーなどに廃棄方法等について相談するか、廃棄物処理専門業者に適正な処分を依頼してください。いずれの場合も、処分するための費用は自己負担となります。

物を購入する時や譲り受ける場合には、処分する時のことも考えて、あらかじめ購入先などに処分する方法を確認しておくことも大切です。

【適正処理困難物】

品目	指定理由			
	有害性	危険性	処理の困難性	感染性
特定家庭用電気機器（エアコン・洗濯機・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫）			○	
パソコン・業務用ファクシミリ			○	
自動車・オートバイ（原付を含む）			○	
タイヤ・ホイール・その他自動車部品			○	
バッテリー（自転車・車椅子用を含む）	○		○	
石油類（ガソリン・灯油・エンジンオイル・機械油）		○	○	
農業用機械・農業用ビニール			○	
農薬・殺虫剤・その他薬品（家庭薬品ではないもの）	○	○		
消火器		○	○	
塗料	○	○		
ガスボンベ		○	○	
耐火ボード・石こうボード・断熱材・建築廃材			○	
がれき類（モルタル・コンクリート・ブロック・レンガ・タイルなど）			○	
石（砂利・墓石・漬物石・庭石など）・セメント・瓦・土・砂			○	
発電機・給湯器・ボイラー・ソーラーシステム			○	
神棚・仏壇（ぶつだん）・位牌（いはい）			○	
愛玩動物の死骸			○	
注射器・医療系廃棄物		○		○
便器			○	
耐火金庫			○	
ピアノ			○	
ボウリングの球			○	
物置（1.5坪を超えるもの）			○	
スプリング入りマットレス			○	
オイルヒーター			○	

・有害性…人体や環境への影響上、有害・有毒なもの
・危険性…爆発や揮発・引火性があって危険なもの
・処理の困難性…運搬が困難な重量物や、破砕が困難な堅牢物など